

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 8 月 9 日現在

機関番号：32625

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26381043

研究課題名(和文)音楽教育による市民の形成と社会的結合の創出 日仏比較を通して

研究課題名(英文)Formation of citizenship and creation of society by education of music

研究代表者

水崎 富美 (Mizusaki, Fumi)

女子栄養大学・栄養学部・教授

研究者番号：40510136

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：音楽は情操や感性を豊かに育てるもの、経済的に余暇のあるものと捉えられがちである。しかしながら、現在、音楽は社会の形成や市民の形成、社会的紐帯をつくりだすものと捉えられている。これは文化的権利とかがわっている。本研究は日仏の音楽教育の比較をおこない、日本の文化的権利の状況を明らかにした。日仏の学校および学校以外の地域の音楽活動の実際を明らかにし、その事例を分析し、文化政策、教育政策、企業との関係を考察した。それによって、豊かな余裕のある人間だけではなく、経済的に余裕のない子どもたちも含めてすべての人々が音楽に参加し、創造し、受容することが可能な教育文化政策および文化の民主化、課題を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：Music has been considered to cultivate aesthetic sentiment and to enrich sensibility, and to be an activity as leisure for wealthy people. Recently music, however, is being considered to play a significant role to promote the formation of civil society and citizenship, which relates to the cultural rights. In this study, from a view of the comparison between Japan and France, the current situation of Japan concerning music education and cultural rights is clarified. We investigated the music activities inside and outside schools in Japan and France. Through these case studies, we discuss an interrelation between policies of education and culture. We thereby present current situation and problem concerning policies of education in culture and democratization of culture, which various citizens, from poor to wealthy, can participate, create and adopt.

研究分野：教育学

キーワード：教育学 カリキュラム 文化

1. 研究開始当初の背景

今日、グローバル化社会において、貧困と社会的排除が益々可視化されるようになり、市民の形成と新たな社会的結合の創出は緊急の課題となりつつある。文化種別、音楽教育は、これまで基本的な衣食住が整った者にとっての余暇的な種別という意味合いが強かった。しかしながら、現在では、様々な階層、文化的多様性をもつ人々が共に生きるための市民の形成にとって大きな役割を果たすものとして注目され、各国において文化政策や地域による音楽教育実践が行われ始めている。特に、ユネスコの文化的権利(文化権)の把握の深化とともに、80年代以降、各国が文化的多様性、独自性をふまえた市民の形成と社会的結合の政策・実践を生み出そうとしている。

日本では、国の政策としては、グローバル化社会の中で国際的な視野をもつ日本人の育成が行われてきた。学校教育では世界の音楽や日本の郷土の伝統音楽が積極的に実践に取り入れられ、音楽関連の部活動も活発に行われている。また、学校行事において国歌の指導も強調されるようになってきている。しかしながら、ここでは、市民の形成や文化的多様性に基礎づけられた社会的結合の創出という視点は十分であるとは言い難い。

また、学校以外の音楽教育に目を転じてみると、多くの音楽フェスティバルやワークショップなどが近年さかんに行われるようになってきた。しかしながら、公的支援は少なくとも多くは市場に任されているのが現状である。ここにおいては、余暇や一部の芸術愛好者が文化種別の主体となり、総じて市民の形成や社会的結合という発想は十分ではない。

さらに、クラシックを中心とした音楽教室など階層的に比較的上位にある子どもを対象に、感性の教育、情操教育が行われている。しかしながら、音楽へのアクセスはP.ブルデューの指摘を引用するまでもなく、階層に対応した音楽ジャンル(クラシック、ポピュラー音楽など)へのアクセスの格差が存在する。そして、これらは、市場任せに任置されており、ともすれば、格差を広げ、社会的結合の分断を積極的に進める役割を果たすものとなりかねない状況に

ある。しかしながら、現在、フランスの音楽教育は、広く学校内外において公的支援を得るかたちで様々な社会階層が音楽にアクセスし、自立した市民を形成することを目的に進められている。特に、1959年のA.マルローの「文化の民主化」政策以来、国と文化団体(アソシエーション)そして市民が様々なプロジェクトや実践等を展開し、音楽による市民の形成と社会的結合の創造を模索しようとしている。

2. 研究の目的

本研究はフランスの音楽教育システムと日本の音楽教育のシステム、および両者の教育実践の実際を詳細に比較することによって、音楽教育を市民の形成と社会的結合の創出との関連で検討し、文化の民主化の政策・実践課題を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

上記の目的を達成するために、日仏双方の学校および社会教育施設の教育目標・カリキュラム・教師・方法・教材・参加者の分析をした。さらには国の政策文書および統計調査をもとに、政策分析を行った。

フランスに関しては、地域をパリ、パリ近郊の貧困地区、そしてトーランスを対象とした。

日本に関しては、四国および札幌市を中心として特にHBC北海道放送の市民形成の試みとしてHBCジュニアオーケストラ、少年少女合唱団、市のまちづくり、市民に关系する部局が開催する平和のつどいにおける同合唱団の活動、南区民センターでの市民のつどい、芸術の森やキタラコンサートホールにおける活動など広域的に調査を実施した。

また、理念・政策としては、日仏の学校内外の音楽教育システム全体を総合的・系統的にユネスコの文化的権利の保障を視点として考察をおこなうため、ユネスコ関連資料、フランスの関係省庁の文化観・政策理念等を文献研究・統計資料と共に分析した。

4. 研究成果

まず、日本の部種別については、調査の結果、フランスとは異なり、公立学校において、すべての子どもに開かれ、楽器等が充実しているが、文化的権利の視点からさらに具体的にみるとこれは自治体、学

校によって格差があることが明らかになった。

部活動においては、楽器の所有だけでなくメンテナンスについても莫大な予算が必要であり、また、さまざまな種加に伴う移動に関しても楽器運搬などについて経済的な負担がかかる。これについて、比較的経済的に余裕のある私立などの学校は対応できるが、本研究が対象とした中学校等では、メンテナンスを十分に行う余裕はなく、楽器の移動についても教員のボランティアの持ち出しとなっている部分によって支えられている。このように地域や学校に格差があり、ユネスコの文化の民主化の視点からみるならば、民主化に格差があることが明らかになった。

現状の部活動では、コンクールで好成績をとることが一つの目標とされているが、本研究では、予算措置が十分とられていない部活動であっても、コンクールで好成績をとり、かつ、地域の市民として音楽文化を作り出し、市民形成をなしとげようとする実践の存在および民主化の手法を明らかにすることができた。

一方、フランスの貧困地区における調査では、部活動は多いが、学校外の多様な音楽教育システムが市民形成機能をもっていることが明らかになった。そこでは、貧困層に対する支援がレッスン料や楽器の無料貸与というかたちで実践されている。今回はとくに、社会的結合として実際のカリキュラム、教育内容がどのようになっているかを、音楽学校（コンセルヴァトワール）の授業外の活動を中心に明らかにすることができた。

日仏の予算面に関しては、フランスのコンセルヴァトワールについては、近年削減されつつも、音楽教育に関して予算措置がとられ、多くの資格のある音楽教師が雇用され、実践をになっている。それに対し、日本の場合の部活動は、専門ではない教師が部活動に対応している場合もみられ、予算についてもほとんど措置がとられていなかった。

今回の研究調査において、フランスの学校施設関連の調査、初等中等教育における市民教育、音楽学校の教育目標、教育課程、教育方法、教材化については、今回かなり詳細に資料を入手し、担当者の面談調査を進めることができた。

それと同時に課題も明らかになってきた。調査した現在のフランスでは国の政策と自治体政策と現場の教員雇用や様々な設備投資について、また、そ

れらに対する教員らによる文化団体の発足に関してこれまでとは新しい動きがある。上記の新しい国、自治体と学校現場の状況、教員らによる文化団体の動きなどを含めて、今後さらに検討を進める必要があることが明らかになった。

また、本研究ではトールーズの音楽教育の状況も新たに調査対象として考察することができた。

トールーズはパリから離れた地方都市であり、様々な多様な人々が住むこの地において、音楽教育の構造は異なっていることが明らかになってきたことも成果である。

同市についてはまず、パリ市と同様に各区にどのような施設が存在するかという調査と、トールーズの音楽教育に関連する歴史資料等の資料収集を行うことができた。郷土資料館ではコンセルヴァトワールを中心とする資料なども収集することができた。

また、トールーズはパリに近い都市、例えばカンなどと異なり、より複雑に様々な団体が音楽文化と市民形成を支えていることが明らかになってきた。また、パリとの違いとしては、どの区が明確に貧困であるかを特徴づけることは難しく、区の中に多様な階層があり、複雑であることも現地調査によってより具体的になってきた。そのような地域において、いかに音楽教育を通してつながり、社会的な結合を創出しようといかなる工夫がなされようとしているのか、今後研究を進める上で重要となる。

音楽祭については前回の科研の第一次調査の時期のフェットドラミュージックの状況と現在ではその状況が異なっていることも明らかになった。また、地方やパリ郊外においてはこのフェットドラミュージックの位置付けも異なっていることも明らかになりつつある。

日本について部活動以外の研究成果としてはまず、民間企業により進められている札幌市のHBC北海道放送の実践について明らかにすることができた。

札幌市についてはHBCジュニアオーケストラの活動についてすでに収集していた資料分析および補足調査を現地において行った。

特に創立 50 周年に向けての活動を軸に本社および札幌市内の図書館等の収集をし、市民文化を形成しながら音楽市民を形成している札幌の企業による取り組みについてその意義を明らかにした。

同オーケストラは、札幌交響楽団のメンバーや北海道の大学教員らが指導をしているが、一部のエリートのための音楽教育実践ではなく、地域の音楽に関心をもっていなかった子どもたちや住民を聴衆として、また世界に活躍する音楽家、地域の市民音楽家、指導者として育てている実践をおこなっている。音楽による市民形成の日本における一つの重要なモデルとなるといえる。

また、札幌市は、このほか、地域の音楽施設とは異なる若者活動センターが大きな役割をもっていることが明らかになった。特にロビー活動の意味などを文化的権利の保障、文化の民主化と市民形成との関係で明らかにすることができた。

このほか、札幌市において区民センターなどの調査、市の開催するつどいなどの調査を進め、札幌市全体としての教育文化政策の構造をつめることができた。

今回の研究課題については、広く国民にその成果を広めるために、横浜において国際ワークショップを開催し、交流、普及をおこなった。

イタリアからの研究者を含めて日本、四国、札幌、沖縄の事例などについて文化の民主化に関する議論を深めることができた。

また、これまでの科研調査の成果として、教員を目指す人々に教科書を作成した。本研究課題が進めようとしている新しい「教育文化政策」という分野を開拓することであるが、その目指すもの、実践状況を公にすることができた。資料も多く盛り込み広く多くの人々がこの課題を認識できるように執筆をおこなった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)(雑誌論文)(計 3 件)

「日本の文化的権利の保障と市民の形成-北海道放送 HBC ジュニアオーケストラ活動における持続性の構築-」水崎富美 『教育文化

政策研究』2014 年 12 月

Thought of cultural rights and democratization of culture in education -through a comparison between case-studies en French music education system and Japanese extra-curriculum
Fumi Mizusaki, *Policy of Education and Culture*, Association Policy of Education and Culture, 2016, December

〔学会発表〕(計 2 件)

「フランスの子どもの文化的権利の保障の現状と課題」-貧困地帯におけるコンセルヴァトワールの実践-

水崎富美 教育文化政策研究会 於：イタリア庭園 プラフ 18 番ホール 2015 年 9 月 6 日

〔図書〕(計 1 件)

『地球時代の教育原理』下地秀樹 水崎富美 太田明 堀尾輝久 三恵社 2016 年 3 月

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

水崎富美 (MIZUSAKI fumi)
女子栄養大学・栄養学部・教授
研究者番号：4 0 5 1 0 1 3 6

(2) 研究分担者

()

研究者番号：